

2008年度の診療報酬改定における後発医薬品の使用促進策の影響

○志村 裕久¹, 榊田 祥子¹, 木村 廣道¹(¹東大院薬)

【目的・背景】厚生労働省は08年度の診療報酬改定において、「変更不可」の欄に医師が署名をしない限り、保険薬局が先発医薬品を後発医薬品へ変更を可能とすることや後発医薬品の調剤率が30%以上の薬局に対して加算評価等を行った。本報告では、08年度の診療報酬改定による後発医薬品の使用促進策の影響を分析することを目的とした。

【方法】厚生労働省の「最近の調剤医療費（電算処理分）の動向」より、07年4月から09年3月までのデータに基づき、後発医薬品の使用状況の記述的分析を行った。

【結果・考察】調剤医療費のうち、薬剤料に占める後発医薬品の割合は08年3月末には金額ベースで5.9%、09年3月末には6.5%まで上昇。08年度の調剤医療費全体で前年比5.3%増であり、前回06年度の前年比伸び率が3.4%であったことを鑑みると、後発医薬品の使用増加は調剤医療費の伸び率抑制に現状ではさほど影響を与えていないと考えられる。また、08年6月には血管拡張剤アムロジピンの特許満了となり、後発医薬品への切り替えが期待されていたが、循環器系用薬の後発医薬品内での構成比は前年比1.7%上昇の5.3%に留まった。